

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 0 号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち住民票の氏名及び通称に漢字を使用していない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 1 2 条第 2 項中「以下同じ。)」を「)、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。））」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「個人番号カード」の次に「等」を加え、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 1 6 条の 2 第 1 項の」を「電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する」に改め、同条第 2 項中「できる個人番号カード」の次に「等」を加え、「公的個人認証法」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。））」に改め、「されている個人番号カード」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 1 号

伊勢崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に、「認められた」を「認めた」に改める。

第 1 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に、「委任状により当該代理人による」を「委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 8 条の規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 2 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を、「第3項まで」の次に「並びに附則第4項」を、「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項中「同項」を削り、「20人以上のものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第8条の3第2項中「(居宅訪問型保育事業者を除く。))」を削る。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「、幼児」を「及び幼児」に改め、「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「

（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第３０条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第10項を次のように改める。

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

(伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規

定は公布の日から、第 1 条中伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 4 条の改正規定は令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 3 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 1 2 条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア (7) 中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア (4) 中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(7)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(4)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(4)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育

認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２９条に」を「第２８条に」に、「第３２条」及び「第３４条」を「第２８条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、

当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項中「まで」の次に「及び附則第５項」を加え、同項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「により特定地域型保育」を「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。)により特定地域型保育(満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。)」に、「第３７条第２項」を「第３７条第２項第２号」に改め、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「同項」を削り、「２０人以上のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子

ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「読み替える」を「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「をいう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に、「利用の申込に係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」を「第１９条第３号」とあるのは「第１９条第１号」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条

第 3 号」に、「第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」を「第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 1 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 3 7 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 3 7 条第 2 項、第 3 9 条第 2 項及び第 4 0 条第 2 項を除き、第 5 0 条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。

)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第2項中「附第6条第1項」を「附則第6条第1項」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「又は第6項」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 4 号

伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年伊勢崎市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市条例第 25 号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 項を次のように改める。

8 この条例において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。第 10 項において「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。第 2 条に次の 3 項を加える。

9 この条例において「移動端末設備」とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。

10 この条例において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とは、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

11 この条例において「情報提供等記録開示システム」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。

第 4 条第 3 項中「（以下「受給資格者証」を「又は福祉医療費受給資格者承認通知書（前条第 1 項第 7 号に該当する者に限る。）（以下これらを「受給資格者証等」に改め、同項ただし書を削る。

第 5 条中「受給資格者証」の次に「等」を加える。

第 6 条第 1 項中「受給資格者証」の次に「等」を加え、「個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第

3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 受給資格者は、前項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する方法により受給資格認定に関する情報を提供することができない場合は、移動端末設備を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報を提供する方法により受給資格認定に関する情報を提供することができる。

第 9 条第 2 項、第 10 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「受給資格者証」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 26 号

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 7 号

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。